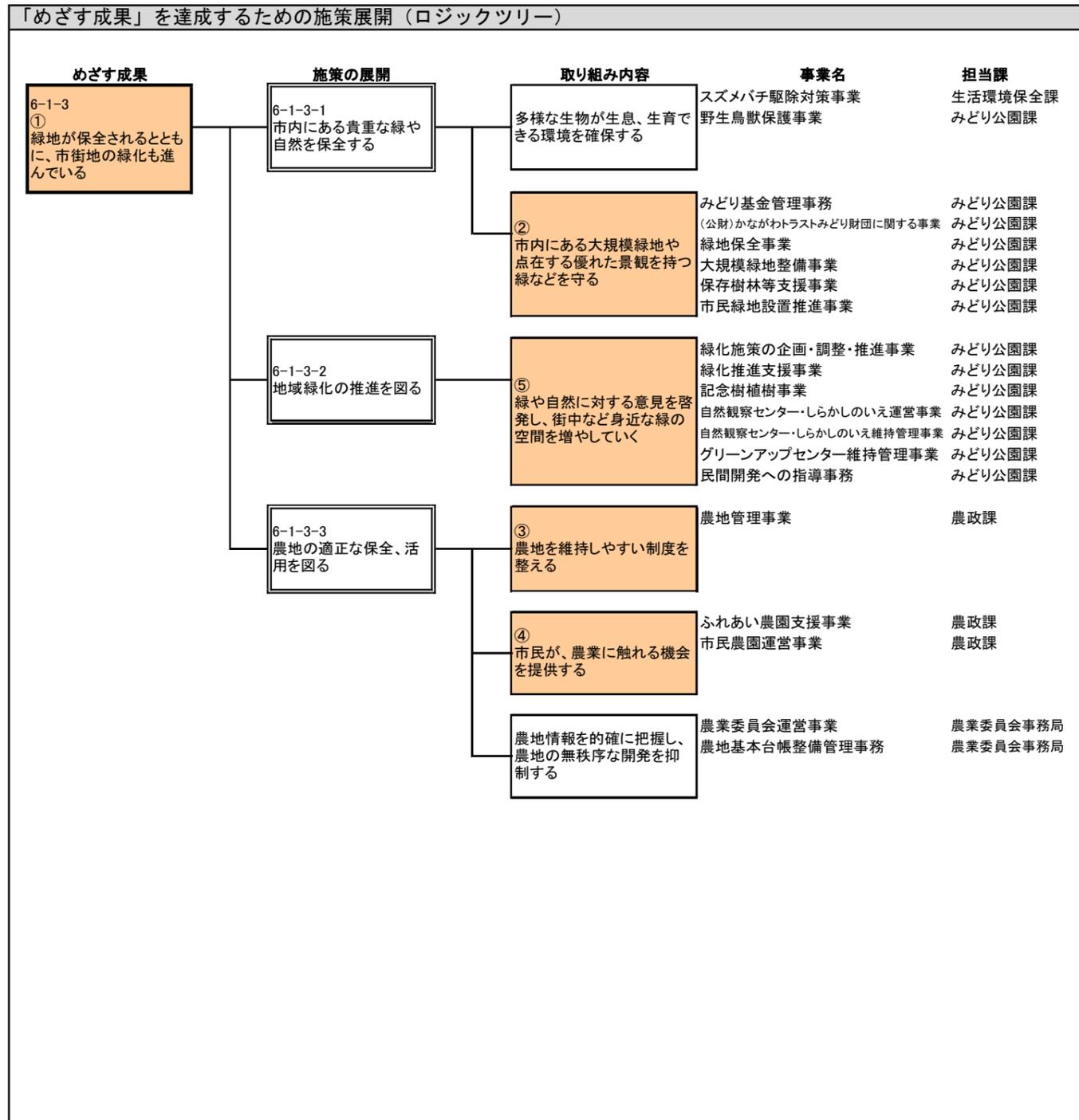


令和3年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6-1	環境を守り育てる
めざす成果	6-1-1	温室効果ガスの排出量が削減されている
	6-1-2	ごみの減量・資源化により循環型社会への歩みが進み、清潔なまちが維持されている
	6-1-3	緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる
	6-1-4	深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している



所管部	環境施設農政部				
【成果を計る主な指標】					
指標の名称	前期基本計画期間（R1～R5年度）				
	計画当初値	実績値（R1）	実績値（R2）	中間目標値（R3）	最終目標値（R5）
① 大和市には、緑や公園が多いと思う市民の割合	68.7%			71.0%	73.0%
② 保全を図っている緑地面積	89.3ha	86.2ha	86.1ha	90ha	90ha
③ 農地の利用権設定面積	7.25ha	7.03ha	7.23ha	8.25ha	8.75ha
④ 市民農園区画数	943区画	931区画	966区画	980区画	1,000区画
⑤ 民有地に設定された生垣延長（累計）	690.7m	708.6m	724m	786.0m	830.0m

【令和2年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】		
施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
市内にある貴重な緑や自然を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人に対し重大な危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣に対し、委託業者による調査・駆除を行いました。 ■ 大和市の緑の拠点である泉の森ほか7箇所の保全緑地について、賃貸借契約の継続や公有地化を進め、緑地の確保を図りました。 ■ 市街化区域内の緑地を保全するため、所有者の協力を得ながら保存樹林制度の維持、継続に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ スズメバチの巣の駆除について、事業として市民に定着しているため、現状のまま駆除費用全額市負担で継続します。 ■ 市内に残る貴重な緑を将来にわたり残していくため、今後も引き続き保全緑地の賃貸借契約の継続や公有地化を進めていきます。 ■ 市街化区域内の保存樹林については、売却や土地利用により減少傾向が続いていますが、引き続き現状の施策を継続していくことで、身近な緑の維持、保全に努めていきます。
地域緑化の推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民による身近な緑の創出に向けて、緑化意識を高めるべく緑化ボランティアの育成や生垣設置助成の推進、その他緑に関する意識の啓発に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も同様の取り組みを続けていくことで、身近な緑の創出や緑に関する意識の啓発を図っていきます。
農地の適正な保全、活用を図る	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法律等に基づく農地の保全・活用事業及び市民がふれあう機会の提供により、農地の遊休化防止を図りました。 <実績> 市民農園の設置：(R2年度)21農園、966区画、29,436.6㎡ 生産緑地地区：(R2年度)337箇所、57.1ha ■ 利用権の設定については、小作権が発生しないという利点等の制度内容の周知が進むに伴い、件数及び面積が年々増加しました。 利用権の設定：(R2年度)38件、7.23ha ■ 農地基本台帳の整備や充実を図るため、補完調査等により点検及び補正を実施することで、農地・農家の正確な状況を適切に把握しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地の適正な保全は、法律等に基づき一定の制約を課すなどの継続的な事業及び社会情勢や地域の実情に応じた事業等を組み合わせて、総合的に進めていく必要があります。 ■ 農業者だけでなく、市民も一体となって農地を保全していくという意識を醸成する必要があります。 ■ 農地保全にもつながる利用権の設定に関して今後も貸し手、借り手の情報収集を行うこと及び農業委員などの関係機関と連携して継続的に利用集積を進めることにより、農地保全を図ります。 ■ 農作物の栽培を通じて緑や土などの自然と親しむことができ、コミュニケーションや健康づくりの場としての効果もあることから好評な市民農園について、今後は、民間事業者が市民農園を開設できるようになったことを踏まえ、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮したうえで、必要が生じた際に増設を検討していきます。 ■ 農地・農家の状況を適切に把握することにより、農地制度の適正な運営を図り、優良農地の確保・保全及び農業経営の安定・充実を促進します。 ■ 改正農地法により、農地基本台帳の整備や公表が法定化されたため、農地基本台帳の精度の向上に努めていく必要があります。